

教育委員会臨時会議事日程

令和元年7月22日（月）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 請願等審査

受理番号11 2020年度中学校使用教科書の採択についての要望書

受理番号12 横浜市中学校歴史・公民の教科書の選定についての陳情書

4 審議案件

教委第12号議案 教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について

教委第13号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について

教委第14号議案 横浜市立十日市場小学校整備事業契約の変更に関する意見の申出について

教委第15号議案 横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業契約の変更に関する意見の申出について

教委第16号議案 教職員の人事について

教委第17号議案 教職員の人事について

5 その他

令和元年7月22日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○7/17 横浜市立東高等学校 E S D × S D G s ワークショップ

(2) 報告事項

○いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について

3 その他

いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について（報告）

横浜市いじめ問題専門委員会から、調査報告書が提出されたので、報告します。

■報告件数

2件

※29年12月15日に策定した「公表ガイドライン」に基づき、別紙のとおりいじめ重大事態に関する調査結果をホームページに掲載し、公表します（掲載期間：6か月）。

■いじめ重大事態対処のための調査件数 (単位：件)

| 調査主体 | 校種 | 調査中 | 調査終了 |
|----------------------|--------|-----|-------|
| 学校（専門的知識を有する第三者を加える） | 小学校 | 2 | 3 |
| | 中学校 | 0 | 4 |
| | 高校 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 |
| 教育委員会（横浜市いじめ問題専門委員会） | 小学校 | 5→4 | 4→5 |
| | 中学校 | 2→1 | 0→1 |
| | 高校 | 0 | 0 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 |
| 合計 | | 9→7 | 11→13 |

件数はいじめ防止対策推進法施行後（H25～）

※調査終了2件

■参考 いじめ重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

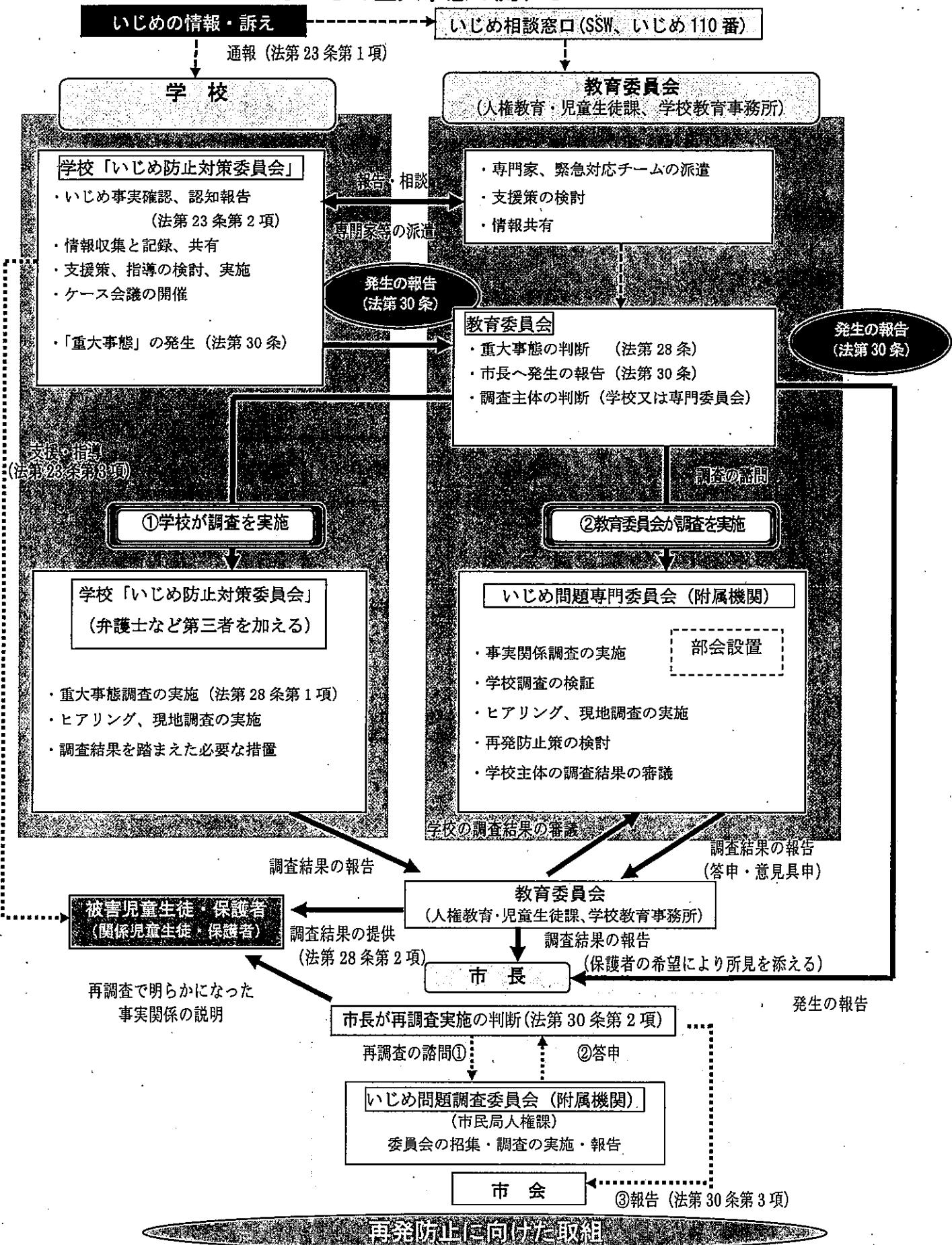
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（附帯決議）

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

●いじめ重大事態の流れ●

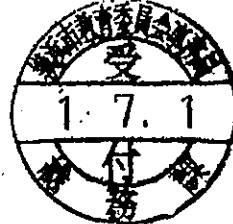


当日配布された以下の資料は、「いじめ重大事態に関する調査結果等について」
(URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.html>)に掲載
しています。

※公表ガイドライン（平成 29 年 12 月 15 日策定）に基づき、ホームページ上、
掲載期間は 6 か月となります。

【当日配布資料】

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(k 中学校) 【公表版】
- ・いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる重大事態の調査結果について
(l (エル) 小学校) 【公表版】



横浜市教育委員会 教育長 鯉渕信也様
教育委員各位

2019年7月1日

2020年度中学校使用教科書の採択についての要望書

横浜教科書採択連絡会

提出代表者 土志田 栄子

連絡先 横浜市中区尾上町 [REDACTED]

【要望事項】

2020年度に使用する中学校教科書として、育鵬社版「歴史」と「公民」教科書を継続採択しないでください。

【要望理由】

1. 横浜市教育委員会は中学校社会科教科書として、2009年に自由社版歴史教科書を、2011年と2015年二期続けて育鵬社版「歴史」と「公民」教科書を採択しました。すなわち、「つくる会系」教科書を三期続けて採択し、約24万人の生徒が使用を強いられています。
2. 「つくる会系」歴史教科書は、「過去の日本の負の歴史」を日本に都合よく記述し、公民教科書は「日本国憲法三原則を正しく伝えず、憲法改正の必要性を唱えている」など、他社版教科書と比較して「歴史認識や憲法観が著しく偏っている」として、多くの学者、研究者、教職員、市民など広範な人たちから、教科書としてふさわしくないと、採択反対の声が上がっている教科書です。
3. 政令20市と東京都23区の中で、2009年に自由社版採択は横浜市のみ、2011年に育鵬社版採択は横浜市と大田区のみ、2015年に育鵬社版採択は横浜市と大阪市のみであり、三期続けて「つくる会系」教科書を採択したのは横浜市だけです。この事実からも「つくる会系」教科書がいかに特殊な教科書であるか、横浜市教育委員会の採択手続きがいかに異常であるかを窺い知ることができます。
4. 今田忠彦元教育委員長の著書『横浜市が「つくる会」系を選んだ理由』を読むと、「つくる会」系教科書採択がいかに公正・公平さに欠けた採択であったかが明白です。この著書には、氏が教育委員・教育委員長の任をかけて、14年間にわたって「つくる会系」教科書を採択するためにご奮闘なさった事実関係が克明につづられています。

その最大の問題は、氏が「つくる会」に心酔し、それまで横浜の中学校で使われてきた歴史教科書を「自虐史観」にもとづくものと決めつけて、学校現場、調査員、審議会などによる子どもたちの多角的・全面的発達を促すための意見を無視して、特定の目的を持って発行された特定の団体の教科書(氏も自ら認めている)を、採択手続きも改悪しながら採択してきたことです。

5. 採択手続きについては、①以前実施されていた学校・現場教員の意見反映が廃止されたままになっていること、②教科書展示会で保護者・市民の意見を集めながら指導課に保管されたまで、採択に全く反映されていないこと、③教科書を使う児童生徒・教員の使いやすさなど、使用者側からの大切な観点がないこと、④誰がどのような理由でどの教科書を選んだのかわからないように、教科書名をあげない討議と無記名投票採決によって選ばれるため、採択の責任が不明確なこと（2018年の採択審議では、2人の委員が教科書名をあげて意見を発表しましたが他の4人は教科書名をあげず）、⑤児童・生徒に合う教科書を選ぶために採択地区はできるだけ小さくするという法や国の方針にも逆行する横浜市内一採択地区化など、他市には見られない不適切な採択制度や不合理・不透明な運用が未だに改善されずに残されていて、市民には疑問に思う声が広がっています。
6. 特に2015年採択では、「歴史」が帝国書院3票対育鵬社3票、「公民」が東京書籍3票対育鵬社3票と拮抗したところ、間髪を入れず当時の岡田教育長が職権で育鵬社版を採択してしまいました。実質的には教育長が2票行使することによって決められたことになります。
本来は、3票対3票で拮抗した2社版に絞って、更に審議を慎重に深めたうえで全会一致を目指し、どうしても一致しない場合は再投票すべきであり、市民にとって全く理解・納得のできない乱暴な採択でした。
7. 現在の教育委員会は、2015年採択時に在任のお一人を除き、鯉渕教育長および4人の委員は、一度も育鵬社版教科書について審議していません。2020年度1年限りの使用ではありますが、生徒にとっては貴重な1年であり、その採択の責任は重大と考えます。問題となっている歴史と公民教科書は、採択審議に一定の時間をとって、鯉渕教育長のもと、市民が納得できる慎重かつ活発な論議を実施していただきたいと要望いたします。
8. 「つくる会系」教科書の著作関係者リストを見ると、1995年の村山首相談話、2005年の小泉首相談話など、歴代内閣の見解を尊重して記述する教科書を「自虐史觀にとらわれている」として弾劾するメンバーが多いことがわかります。
グローバル社会に通用しない特殊な歴史觀を子どもたちに植え付けるような「つくる会系」教科書を、この国際文化都市横浜の中学生にこれ以上継続して渡すことは絶対に避けていただきたく、要望いたします。

以上



陳 情 書

令和 1 年 6 月 30 日

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也 殿

陳情者 住 所 横浜市磯子区磯子台 [REDACTED]

件 名 横浜市中学校歴史・公民の教科書の選定についての陳情

陳情項目

- 内容的に中立性の欠ける育鵬社教科書の再採択をやめていただきたい。
- 教科書の内容は発行年度毎に微調整される。選定は4年に一度となっているため市で統一した発行者にすることもやめていただきたい。
- 現在教科書選定に関して、各図書館で展示会が行われているが周知不足です。市民に伝わる形でのプロセスを踏んでいただきたい。
- 教科書選定過程の情報開示が丁寧に行われることを希望します。8月の委員会での教科書選定結果に関しては、各委員の投票結果の開示をお願いします。

陳情の理由・経緯等

日頃より子供たちのために横浜市の教育事業を運営いただきありがとうございます。

私は [REDACTED] です。当時上の子供は小学二年生でした。先生方の質は高く教育には非常に希望が持てました。ところが、中学の歴史、公民の教科書が育鵬社だと知りものすごくがっかりしました。すぐに各社の教科書も購入し読み比べました。育鵬社の内容は年々改善されているものの偏りが無いとは到底言い難いです。戦争に関する史実がオブラートにくるまれ分かりにくい表現になっているし、特定の政党や政策を支持しています。2015年の採択をめぐっては、23万もの反対署名が寄せられているにもかかわらず教育委員会が育鵬社に決定したのは本当に驚きました。また、合わせて教科書の選定が各教育現場に委ねられておらず、市で統一したものとなっている点も非常に不自然に思います。

政府の意向は分かりますが、教育とは中立的な内容であるべきで政治的な干渉を決して受けてはなりません。保護者や市民の意向にも寄り添う必要があります。どうか基本的な教育のあるべき姿に立ち返って教科書の選定を行って頂きたく陳情書を提出します。

教委第12号議案

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準の一部改正について

次のとおり一部改正を行う。

令和元年7月22日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

公表の例外措置を講じているにも関わらず、インターネットやSNSの普及により、複数の情報を結びつけることで、わいせつ事案等における被害者が特定される可能性が高くなっている状況をふまえ、被害者のプライバシー保護を徹底できるよう「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」（平成18年11月21日議決）における「公表基準の例外措置」を見直すため、提案する。

教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により懲戒処分を行った場合の公表について、次の基準に基づき行う。

1 各懲戒処分の公表について

(1) 公表の対象とする処分

すべての懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）とそれに伴う監督者処分

(2) 対象となる教職員

市立小、中、義務教育学校、高校及び特別支援学校に勤務する職員

(3) 公表する時期及び方法

原則として処分日に記者クラブへの資料提供や記者発表等を通じて行うこととする。

(4) 公表の内容

ア 被処分者事項

(ア) 氏名

(イ) 学校名

(ウ) 補職名

(エ) 性別

(オ) 年齢

イ 処分日

ウ 処分内容

エ 事件の概要

オ 監督者の責任

(5) 公表の例外措置

わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。

2 定期的な公表について

年1回、前年度分の懲戒処分の処分事由、人数等の状況を公表する。

3 適用日

令和元年7月22日

「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| 1 各懲戒処分の公表について (1) 省略 | 1 各懲戒処分の公表について (1) 省略 |
| (2) 対象となる教職員 市立小、中、高及び盲ろう養護学校に勤務する職員 | (2) 対象となる教職員 市立小、中、 <u>義務教育学校、高校及び特別支援学校</u> に勤務する職員 |
| (3) ~ (4) 省略 | (3) ~ (4) 省略 |
| (5) 公表の例外措置 わいせつ事案等において、公表することにより、被害者が特定される可能性が高く、プライバシーの保護が充分に果たせなくなるおそれのある場合は、被処分者の氏名及び学校名並びに被処分者の補職名、事件の概要及び監督者の責任に係る情報のうち被害者が特定されうる情報を公表しないこととする。 | (5) 公表の例外措置 <u>わいせつ事案等においては、被害者が特定されうる情報を除いて公表するが、被害者が児童・生徒であり、被害者又はその保護者が公表を望まない場合において、これらの措置を講じても、処分日に公表することで被害者のプライバシーの保護が十分に果たせなくなるおそれがある場合は、処分の公表を遅らせ、処分日の属する年度の翌年度に公表する。</u> |
| 3 適用日 平成18年12月1日 | 3 適用日 <u>令和元年7月22日</u> |